

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成 21 年高知県公安委員会規則第 9 号）の一部改正に対する意見の募集結果

公開日 2009 年 12 月 03 日

1 規則等の題名

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成 21 年高知県公安委員会規則第 9 号）の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

(1) 意見公募をした根拠法令・条項

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条の 3 第 2 項

(2) 意見公募をしなかった根拠法令・条項

ア 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 2 第 2 項、第 4 条の 3 第 2 項及び第 28 条の 2 第 1 項

イ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）第 10 条第 1 項第 2 号

ウ 猟銃安全指導委員規則（平成 21 年国家公安委員規則第 12 号）第 2 条、第 7 条及び第 8 条

3 公募した規則等の概要

(1) 意見公募をした規則等の概要

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 86 号）附則第 1 条に掲げる規定及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令が平成 21 年 12 月 4 日から施行されることに伴い、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 3 第 2 項の規定に基づき診断を行う医師の指定を行うために必要な事項を定めるため、規則の改正を行おうとするものです。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）の改正に伴い当然必要とされる規定の整理は、別途行いました。

(2) 意見公募をしなかった規則等の概要

ア 医師の指定等

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 10 条第 1 項第 2 号の規定により銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当するか否かの診断に必要な知識経験を有すると公安委員会が認める医師の要件を定めたものです。

イ 猟銃安全指導委員（細則第 5 条）

銃砲刀剣類所持等取締法第 28 条の 2 に規定する猟銃安全指導委員の委嘱、解嘱、活動区域等について必要な事項を定めたものです。

4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

(1) 意見公募をしたもの

高知県行政手続条例（平成 7 年高知県条例第 45 号）に基づくものです。

- (2) 意見公募をしなかったもの
高知県行政手続条例第 38 条第 4 項第 1 号に該当するものです。
- 5 規則等の制定日
平成 21 年 12 月 4 日(金曜日)
- 6 結果公示の日
平成 21 年 12 月 3 日(木曜日)
- 7 意見公募の期間
平成 21 年 10 月 9 日(金曜日)から平成 21 年 11 月 7 日(土曜日)まで
- 8 提出された意見の数
0 件
- 9 結果の概要
- (1) 意見公募をしたもの
平成 21 年 10 月 9 日(金曜日)から平成 21 年 11 月 7 日(土曜日)まで、意見公募を実施したところ本件に対するご意見は寄せられませんでした。
- (2) 意見公募をしなかった理由
意見公募をしなかった改正箇所は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日(平成 21 年 12 月 4 日)に施行する必要があるが、この改正の前提となる銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成 21 年内閣府令第 68 号)及び猟銃安全指導委員規則(平成 21 年国家公安委員会規則第 12 号)は、平成 21 年 11 月 18 日に公布されたものであったため、意見公募手続を経ることが困難であった。したがって、公益上緊急に定める必要があるものとして、意見公募手続の適用除外とするもの。
- 10 結果資料等の入手方法
高知県警察ホームページ
高知県警察本部生活安全部安全企画課
県民室(県庁本庁舎 1 階)
各福祉保健所(須崎を除く)
須崎農業振興センター
- 11 担当課・連絡先
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 088-826-0110(内線 3033又は3034)